

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由																																																
1	5	第2章 津波避難計画	<p>5. 指定避難所(場所)・津波避難ビル等の指定</p> <p>指定避難所(場所)が備える必要のある安全性や機能が確保されている場所を次表のとおり指定避難所及び津波時指定緊急避難場所、津波避難ビルとして指定する。</p> <p>なお、避難困難地域の対策として、新たな施設設備について検討していく。</p>	<p>5. 指定避難所・<b>指定緊急避難場所</b>・津波避難ビル等の指定</p> <p>指定避難所・<b>指定緊急避難場所</b>として必要な安全性や機能が確保されている場所を次表のとおり指定避難所及び津波時指定緊急避難場所(津波避難ビル、津波避難タワーを含む。)に指定する。</p> <p>なお、避難困難地域の対策として、新たな施設設備について<b>関係機関等と連携し、推進</b>していく。</p>	所要の修正																																																
2	8	第2章 津波避難計画	<p>表:津波時指定緊急避難場所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所在地</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>収容可能人員</th> <th>高さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92</td> <td>野石</td> <td>八ッ面朋友館</td> <td>野石字箒台 36</td> <td>40</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td><b>追加</b></td> <td><b>追加</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>追加</b></td> <td><b>追加</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	所在地	施設名	所在地	収容可能人員	高さ(m)	92	野石	八ッ面朋友館	野石字箒台 36	40	17	<b>追加</b>	<b>追加</b>					<b>追加</b>	<b>追加</b>					<p>表:津波時指定緊急避難場所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所在地</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>収容可能人員</th> <th>高さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92</td> <td>野石</td> <td>八ッ面朋友館</td> <td>野石字箒台 36</td> <td>40</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td><b>93</b></td> <td><b>椿</b></td> <td><b>鶺鴒ノ崎散策道</b></td> <td><b>船川港台島字鶺鴒ノ崎 62-1</b></td> <td><b>200</b></td> <td><b>28</b></td> </tr> <tr> <td><b>94</b></td> <td><b>船川</b></td> <td><b>船川港津波避難タワー</b></td> <td><b>船川港船川字外ヶ沢地内</b></td> <td><b>84</b></td> <td><b>11</b></td> </tr> </tbody> </table>	番号	所在地	施設名	所在地	収容可能人員	高さ(m)	92	野石	八ッ面朋友館	野石字箒台 36	40	17	<b>93</b>	<b>椿</b>	<b>鶺鴒ノ崎散策道</b>	<b>船川港台島字鶺鴒ノ崎 62-1</b>	<b>200</b>	<b>28</b>	<b>94</b>	<b>船川</b>	<b>船川港津波避難タワー</b>	<b>船川港船川字外ヶ沢地内</b>	<b>84</b>	<b>11</b>	<p>所要の修正</p> <p>(指定緊急避難場所の追加指定に伴う修正)</p>
番号	所在地	施設名	所在地	収容可能人員	高さ(m)																																																
92	野石	八ッ面朋友館	野石字箒台 36	40	17																																																
<b>追加</b>	<b>追加</b>																																																				
<b>追加</b>	<b>追加</b>																																																				
番号	所在地	施設名	所在地	収容可能人員	高さ(m)																																																
92	野石	八ッ面朋友館	野石字箒台 36	40	17																																																
<b>93</b>	<b>椿</b>	<b>鶺鴒ノ崎散策道</b>	<b>船川港台島字鶺鴒ノ崎 62-1</b>	<b>200</b>	<b>28</b>																																																
<b>94</b>	<b>船川</b>	<b>船川港津波避難タワー</b>	<b>船川港船川字外ヶ沢地内</b>	<b>84</b>	<b>11</b>																																																

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由										
3	9	第2章 津波避難計画	新設	<p>表:津波避難タワー一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所在地</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>収容可能 人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>船川</td> <td>船川港津波避難 タワー</td> <td>船川港船 川字外ヶ 沢地内</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>	番号	所在地	施設名	所在地	収容可能 人員	1	船川	船川港津波避難 タワー	船川港船 川字外ヶ 沢地内	84	<p>所要の修正 (津波避難タワー建設に伴う修正)</p>
番号	所在地	施設名	所在地	収容可能 人員											
1	船川	船川港津波避難 タワー	船川港船 川字外ヶ 沢地内	84											

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由																														
4	10	第3章 初動体制	<p>1. 防災体制</p> <p><u>地震及び津波に対する市町村</u>の防災体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>動員</th> <th>設置基準</th> <th>主要 業務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿市災害対策本部</td> <td>第2動員</td> <td>1.<u>市域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき</u> 2.大津波警報が気象庁から発表されたとき 3.<u>住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある場合</u></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>男鹿市災害対策警戒部</td> <td>第1動員</td> <td>1.<u>市域で震度 4 の地震が発生した場合</u> 2.津波注意報が気象庁から発表されたとき 3.津波警報が気象庁から発表されたとき</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	動員	設置基準	主要 業務	構成員	男鹿市災害対策本部	第2動員	1. <u>市域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき</u> 2.大津波警報が気象庁から発表されたとき 3. <u>住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある場合</u>	略	略	男鹿市災害対策警戒部	第1動員	1. <u>市域で震度 4 の地震が発生した場合</u> 2.津波注意報が気象庁から発表されたとき 3.津波警報が気象庁から発表されたとき	略	略	<p>1. 防災体制</p> <p>津波に対する<u>男鹿市</u>の防災体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>動員</th> <th>設置基準</th> <th>主要 業務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿市災害対策本部</td> <td>第2動員</td> <td>1.<u>特別警報(高いところで 3 m以上の津波が予想される場合)が気象庁から発表されたとき</u> 2.大津波警報が気象庁から発表されたとき 3.<u>津波により相当規模以上の災害が発生し、または発生する恐れがある場合</u> 4.<u>その他市長が必要と認められたとき</u></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>男鹿市災害対策警戒部</td> <td>第1動員</td> <td>1.津波注意報が気象庁から発表されたとき 2.津波警報が気象庁から発表されたとき</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	動員	設置基準	主要 業務	構成員	男鹿市災害対策本部	第2動員	1. <u>特別警報(高いところで 3 m以上の津波が予想される場合)が気象庁から発表されたとき</u> 2.大津波警報が気象庁から発表されたとき 3. <u>津波により相当規模以上の災害が発生し、または発生する恐れがある場合</u> 4. <u>その他市長が必要と認められたとき</u>	略	略	男鹿市災害対策警戒部	第1動員	1.津波注意報が気象庁から発表されたとき 2.津波警報が気象庁から発表されたとき	略	略	<p>所要の修正 (地域防災計画との整合性を図ったことに伴う修正)</p>
名称	動員	設置基準	主要 業務	構成員																															
男鹿市災害対策本部	第2動員	1. <u>市域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき</u> 2.大津波警報が気象庁から発表されたとき 3. <u>住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある場合</u>	略	略																															
男鹿市災害対策警戒部	第1動員	1. <u>市域で震度 4 の地震が発生した場合</u> 2.津波注意報が気象庁から発表されたとき 3.津波警報が気象庁から発表されたとき	略	略																															
名称	動員	設置基準	主要 業務	構成員																															
男鹿市災害対策本部	第2動員	1. <u>特別警報(高いところで 3 m以上の津波が予想される場合)が気象庁から発表されたとき</u> 2.大津波警報が気象庁から発表されたとき 3. <u>津波により相当規模以上の災害が発生し、または発生する恐れがある場合</u> 4. <u>その他市長が必要と認められたとき</u>	略	略																															
男鹿市災害対策警戒部	第1動員	1.津波注意報が気象庁から発表されたとき 2.津波警報が気象庁から発表されたとき	略	略																															

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由
5	11	第3章 初動体制	<p>2. 職員の<u>連絡・参集</u>体制</p> <p><u>勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合の職員（消防機関を含む）の連絡・参集体制は「地域防災計画に定めるもののほか、次による。</u></p> <p><u>なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うこと原則とする。</u></p>	<p>2. 職員の<u>動員・配備</u>体制</p> <p><u>職員の動員・配備体制は、男鹿市地域防災計画及び男鹿市職員初動マニュアルに基づき、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 勤務時間</u></p> <p><u>ア 勤務時間内の配備体制は、庁内放送、防災行政無線、電話、その他適切な方法により伝達する。</u></p> <p><u>イ 各職員が所属場所で初動活動を行う。</u></p> <p><u>(2) 勤務時間外(休日・退庁後)</u></p> <p><u>ア 勤務時間外の配備体制は、配備指令の段階により電話・防災メール等にて伝達する。</u></p> <p><u>イ 配備指令に基づき、速やかに初動活動を行う。</u></p> <p><u>ウ 災害対策本部等の設置基準(10ページを参照)に該当する津波情報が発表されたとき、又は災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに所属部課所等に参集する。</u></p>	<p>所要の修正 (地域防災計画及び職員初動マニュアルとの整合性を図ったことに伴う修正)</p>

男鹿市津波避難計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	章	修正前	修正後	修正理由																											
5	11	第3章 初動体制	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>勤務時間内</b></p> <p>地震・津波の情報受理</p> <p>↓</p> <p>総務課危機管理室 総務企画部長</p> <p>↓ 動員の依頼</p> <p>各部長</p> <p>↓ 動員指示 (内線電話)</p> <p>各課長</p> <p>↓ 動員指示 (口頭)</p> <p>関係職員</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>勤務時間外 (原則自動参集)</b></p> <p>地震・津波の情報受理</p> <p>↓</p> <p>当直者</p> <p>↓</p> <p>総務課危機管理室 総務企画部長</p> <p>↓ 動員の依頼 (携帯電話)</p> <p>各部長</p> <p>↓ 動員指示 (携帯電話)</p> <p>各課長</p> <p>↓ 動員指示 (携帯電話)</p> <p>関係職員</p> </div> </div> <p style="margin-left: 20px;">序内放送</p>	<p><b>○動員指示の伝達系統</b></p>	<p>所要の修正 (地域防災計画との整合性を図ったことに伴う修正)</p>																											
6	12	第3章 初動体制	<p>3. 避難誘導等に従事する者の安全性の確保</p> <p>(2) 海面の監視</p> <p><b>大津波警報・津波警報・津波注意報</b>が発表された場合、<b>市職員、消防署及び消防団</b>は、次の<b>箇所</b>で海面の監視を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>監視場所</th> <th>連絡手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿地区消防署 (通信指令室)</td> <td>消防無線</td> <td>男鹿地区消防署</td> </tr> <tr> <td>門前駐車場</td> <td>携帯無線</td> <td>消防団第2分団</td> </tr> <tr> <td>脇本城跡</td> <td>携帯無線</td> <td>消防団第4分団</td> </tr> <tr> <td>安田町内会館</td> <td>携帯無線</td> <td>消防団第7分団</td> </tr> </tbody> </table>	監視場所	連絡手段	担当	男鹿地区消防署 (通信指令室)	消防無線	男鹿地区消防署	門前駐車場	携帯無線	消防団第2分団	脇本城跡	携帯無線	消防団第4分団	安田町内会館	携帯無線	消防団第7分団	<p>3. 避難誘導等に従事する者の安全性の確保</p> <p>(2) 海面の監視</p> <p><b>強い地震(震度4程度以上)を感じた時や津波注意報等の津波情報</b>が発表された場合、<b>消防団員等は、安全な場所を確保しつつ、次の箇所等</b>で海面の監視を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>監視場所</th> <th>連絡手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿地区消防署 (通信指令課室内)</td> <td>消防無線等</td> <td>男鹿地区消防<b>本部</b></td> </tr> <tr> <td>門前駐車場</td> <td>携帯無線等</td> <td>消防団第2分団</td> </tr> <tr> <td>脇本城跡</td> <td>携帯無線等</td> <td>消防団第4分団</td> </tr> </tbody> </table>	監視場所	連絡手段	担当	男鹿地区消防署 (通信指令課室内)	消防無線等	男鹿地区消防 <b>本部</b>	門前駐車場	携帯無線等	消防団第2分団	脇本城跡	携帯無線等	消防団第4分団	<p>所要の修正</p>
監視場所	連絡手段	担当																														
男鹿地区消防署 (通信指令室)	消防無線	男鹿地区消防署																														
門前駐車場	携帯無線	消防団第2分団																														
脇本城跡	携帯無線	消防団第4分団																														
安田町内会館	携帯無線	消防団第7分団																														
監視場所	連絡手段	担当																														
男鹿地区消防署 (通信指令課室内)	消防無線等	男鹿地区消防 <b>本部</b>																														
門前駐車場	携帯無線等	消防団第2分団																														
脇本城跡	携帯無線等	消防団第4分団																														

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由																		
6	12	第3章 初動体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>監視場所</th> <th>連絡手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿地区消防北分署</td> <td>消防無線</td> <td>男鹿地区消防署</td> </tr> <tr> <td>加茂青砂神社</td> <td>携帯無線</td> <td>消防団第11分団</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <b>各消防団</b>は上記の場所に限らず、海面の監視を安全な場所を確保し、行うものとする。</p> <p>※ 市職員は国土地理院<del>験</del>男鹿験潮場（戸賀塩浜）の観測データ等の情報収集に努めるものとする。</p>	監視場所	連絡手段	担当	男鹿地区消防北分署	消防無線	男鹿地区消防署	加茂青砂神社	携帯無線	消防団第11分団	<table border="1"> <thead> <tr> <th>監視場所</th> <th>連絡手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿地区<b>消防署北分署</b></td> <td>消防無線<b>等</b></td> <td>男鹿地区消防署</td> </tr> <tr> <td>加茂青砂神社</td> <td>携帯無線<b>等</b></td> <td>消防団第11分団</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の場所に限らず、海面の監視を安全な場所を確保し、行うものとする。</p> <p>※ 市職員は国土地理院男鹿験潮場（戸賀塩浜）の観測データ等の情報収集に努めるものとする。</p>	監視場所	連絡手段	担当	男鹿地区 <b>消防署北分署</b>	消防無線 <b>等</b>	男鹿地区消防署	加茂青砂神社	携帯無線 <b>等</b>	消防団第11分団	誤記の訂正等
監視場所	連絡手段	担当																					
男鹿地区消防北分署	消防無線	男鹿地区消防署																					
加茂青砂神社	携帯無線	消防団第11分団																					
監視場所	連絡手段	担当																					
男鹿地区 <b>消防署北分署</b>	消防無線 <b>等</b>	男鹿地区消防署																					
加茂青砂神社	携帯無線 <b>等</b>	消防団第11分団																					
7	13	第4章 避難指示等の 発令	<p>1. <b>(新設)</b></p> <p>表 <b>(新設)</b></p>	<p>1. <b>津波警報等の種類</b></p> <p><u>気象庁(秋田地方気象台)は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</u></p> <p><u>これらの気象台からの情報は、市及び防災関係機関等へ伝達される。</u></p> <p><u>これらの情報を市防災行政無線や報道関係機関等の協力を得て住民に周知する。</u></p> <p>表 (略)</p>	所要の修正																		

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由																							
8	14	第4章 避難指示等の 発令	<p>1. 津波情報の収集・伝達</p> <p>津波情報については、<u>防災情報メール</u>や秋田県総合防災情報システム、<u>全国瞬時警報システム</u>により受信し、次のように伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="647 507 1256 1198"> <thead> <tr> <th colspan="3">防災行政無線放送</th> </tr> <tr> <th></th> <th>サイレン</th> <th>音声放送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3秒吹鳴、2秒休止 ×3回</td> <td>秋田県の沿岸に大津波警報が発表されました。 直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>5秒吹鳴、6秒休止 ×3回</td> <td>秋田県の沿岸に津波警報が発表されました。 直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。</td> </tr> </tbody> </table>	防災行政無線放送				サイレン	音声放送	大津波警報	3秒吹鳴、2秒休止 ×3回	秋田県の沿岸に大津波警報が発表されました。 直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。	津波警報	5秒吹鳴、6秒休止 ×3回	秋田県の沿岸に津波警報が発表されました。 直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。	<p>2. 津波情報の収集・伝達</p> <p>津波情報については、秋田県総合防災情報システムや<u>全国瞬時警報システム等</u>により受信し、次のように伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="1290 512 1899 1342"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の 種類</th> <th colspan="2">防災行政無線放送</th> </tr> <tr> <th>サイレン</th> <th>音声放送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3秒吹鳴、2秒休止 ×3回</td> <td><u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。 大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 <u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>5秒吹鳴、6秒休止 ×2回</td> <td><u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 <u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の 種類	防災行政無線放送		サイレン	音声放送	大津波警報	3秒吹鳴、2秒休止 ×3回	<u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。 大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 <u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。	津波警報	5秒吹鳴、6秒休止 ×2回	<u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 <u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。	所要の修正
防災行政無線放送																												
	サイレン	音声放送																										
大津波警報	3秒吹鳴、2秒休止 ×3回	秋田県の沿岸に大津波警報が発表されました。 直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。																										
津波警報	5秒吹鳴、6秒休止 ×3回	秋田県の沿岸に津波警報が発表されました。 直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。																										
津波警報等の 種類	防災行政無線放送																											
	サイレン	音声放送																										
大津波警報	3秒吹鳴、2秒休止 ×3回	<u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。 大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 <u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。																										
津波警報	5秒吹鳴、6秒休止 ×2回	<u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 <u>こちらは、ぼうさい</u> おが こうほうです。																										

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由																
9	14	第4章 避難指示等の 発令	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">防災行政無線放送</th> </tr> <tr> <th>サイレン</th> <th>音声放送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報</td> <td>10秒吹鳴、2秒休止×2回</td> <td> <p><u>秋田県の沿岸に津波注意報が発表されました。</u></p> <p><u>直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		防災行政無線放送		サイレン	音声放送	津波注意報	10秒吹鳴、2秒休止×2回	<p><u>秋田県の沿岸に津波注意報が発表されました。</u></p> <p><u>直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の 種類</th> <th colspan="2">防災行政無線放送</th> </tr> <tr> <th>サイレン</th> <th>音声放送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報</td> <td>10秒吹鳴、2秒休止×2回</td> <td> <p><u>こちらは、ぼうさい おが こうほうです。 津波注意報が発表 されました。海岸付近 の方は注意してくださ い。 こちらは、ぼうさい おが こうほうです。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ サイレンと音声放送は3回繰り返す。</p>	津波警報等の 種類	防災行政無線放送		サイレン	音声放送	津波注意報	10秒吹鳴、2秒休止×2回	<p><u>こちらは、ぼうさい おが こうほうです。 津波注意報が発表 されました。海岸付近 の方は注意してくださ い。 こちらは、ぼうさい おが こうほうです。</u></p>	所要の修正
	防災行政無線放送																				
	サイレン	音声放送																			
津波注意報	10秒吹鳴、2秒休止×2回	<p><u>秋田県の沿岸に津波注意報が発表されました。</u></p> <p><u>直ちに避難場所や高台など、安全な場所に避難せよ。</u></p>																			
津波警報等の 種類	防災行政無線放送																				
	サイレン	音声放送																			
津波注意報	10秒吹鳴、2秒休止×2回	<p><u>こちらは、ぼうさい おが こうほうです。 津波注意報が発表 されました。海岸付近 の方は注意してくださ い。 こちらは、ぼうさい おが こうほうです。</u></p>																			
10	14	第4章 避難指示等の 発令	<p><u>2. 避難指示(緊急)</u>の発令基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 発令にあたっての留意事項</p> <p>津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要となることから、<u>「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみを発令するものとし、首長が不在等の場合であっても、発令が遅れないよう留意するものとする。</u></p>	<p><u>3. 避難指示</u>の発令基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 発令にあたっての留意事項</p> <p>津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要となることから、<u>「避難指示」のみを発令するものとし、首長が不在等の場合であっても、発令が遅れないよう留意するものとする。</u></p>	No.7の新設に伴う番号繰り下げ及び所要の修正																



男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由
11	15	第4章 避難指示等の 発令	<p><b>3.</b> 避難指示の情報 (略)</p> <p>(1) 避難指示等の伝達</p> <p>①住民への伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線放送(サイレン吹鳴)及び防災情報メール等により伝達する。</li> <li>・消防本部、消防団が広報車により巡回し伝達する。</li> <li>・<u>町内会(自主防災組織)会長</u>や地区消防団員及び関係機関等へ電話等で連絡する。</li> </ul> <p>②教育機関への伝達 (略)</p> <p>③海水浴客、観光客等への伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場等の観光客には、<u>防災行政無線での周知及び海浜管理者が拡声器等をもって呼びかける。</u></li> <li>・ホテルや水族館周辺の観光客には、<u>防災行政無線での周知及び各施設管理者が庁内放送、拡声器等で呼びかける。</u>敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。</li> </ul>	<p><b>4.</b> 避難指示の情報<b>伝達</b> (略)</p> <p>(1) 避難指示等の伝達</p> <p>①住民への伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線放送(サイレン吹鳴)及び防災情報メール等により伝達する。</li> <li>・消防本部、消防団が広報車により巡回し伝達する。</li> <li>・<u>自主防災組織代表者(町内会長)</u>や地区消防団員及び関係機関等へ電話等で連絡する。</li> </ul> <p>②教育機関への伝達 (略)</p> <p>③海水浴客、観光客等への伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場等の観光客には、<u>防災行政無線等を活用し呼びかけるほか、津波フラッグを用いて伝達する。</u></li> <li>・ホテルや水族館周辺の観光客には、<u>防災行政無線や各施設管理者が庁内放送、拡声器等で呼びかける。</u>敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。</li> </ul>	<p>No.7の新設に伴う番号繰り下げ及び所要の修正(津波フラッグを用いた伝達を追記)</p>

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由
12	15	第4章 避難指示等の 発令	<p>(2) 避難指示の伝達内容(伝達文の例)</p> <p>○大津波警報・津波警報が発表された場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難指示発令。</u></p> <p>■<u>大津波警報(又は津波警報)が発表されました。</u></p> <p>■ただちに、高い場所に避難せよ。</p> </div> <p>○強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難指示発令。</u></p> <p>■<u>強い揺れの地震がありました。</u></p> <p>■<u>津波が予想されるため、ただちに、高い場所に避難せよ。</u></p> </div> <p>○津波注意報が発表された場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難指示発令。</u></p> <p>■<u>津波注意報が発表されました。</u></p> <p>■海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難せよ。</p> </div>	<p>(2) 避難指示の伝達内容(伝達文の例)</p> <p>○大津波警報・津波警報が発表された場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>大津波警報(又は津波警報)が発表されました。</u></p> <p>■<u>大津波警報(又は津波警報)が発表されたことに伴い避難指示を発令します。</u></p> <p>■ただちに、高い場所に避難してください。</p> </div> <p>○津波注意報が発表された場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>津波注意報が発表されました。</u></p> <p>■<u>津波注意報が発表されたことに伴い避難指示を発令します。</u></p> <p>■海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。</p> </div>	<p>所要の修正</p>

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由
13	17	第5章 平常時の津波 防災教育・啓発	<p>2. 津波防災意識の啓発</p> <p>(1) ハザードマップの作成・配布 (略)</p> <p>(2) ホームページの作成 (略)</p> <p><b>新設</b></p> <p>(3) 津波避難場所誘導看板等の設置 (略)</p> <p>(4) 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>(5) 防災リーダーの育成</p> <p>消防団員、自主防災組織、ボランティア等の<b>防災担当者</b>の中から、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材の育成をする。</p>	<p>2. 津波防災意識の啓発</p> <p>(1) ハザードマップの作成・配布 (略)</p> <p>(2) ホームページの作成 (略)</p> <p><b>(3) 自然災害伝承碑の周知</b></p> <p><u>市内に存在する6つの自然災害伝承碑は、過去の津波災害等による被災状況や災害教訓等が刻まれていることから、自然災害伝承碑の碑名、碑文内容等をホームページや防災講習会等により周知し、地域住民等の津波防災意識の向上を図る。</u></p> <p>(4) 津波避難場所誘導看板等の設置 (略)</p> <p>(5) 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>(6) 防災リーダーの育成</p> <p>消防団員、自主防災組織、ボランティア等の<b>防災に携わる者</b>の中から、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材の育成をする。</p>	<p>所要の修正 (自然災害伝承碑に関する内容を追記)</p>

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由																
14	20	第7章 要配慮者等の 避難対策	<p>第7章 <u>避難行動要支援者</u>の避難対策</p> <p>1. <u>避難行動要支援者</u>の避難対策</p> <p>避難対象地域内の<u>避難行動要支援者</u>の<u>居住者</u>支援は、次により行う。</p> <p>(1) 施設<u>居住者</u></p> <p>市、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある<u>避難行動要支援者</u>の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努める。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者</u>の中には避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにつながることから、市は多様な情報伝達的手段を確保する。</p> <p><u>避難行動要支援者施設</u>の避難計画は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>緊急避難場所等</th> <th>避難方法</th> <th>誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記施設は、津波浸水<u>内</u>にある入所型の施設を記載している。</p> <p>※上記避難場所のなかには階段を使用しなければならない場所もあるため、重症者の避難先については、上記に限らず車両を使用し、津波浸水<u>想定外</u>へ避難することを推奨する。</p>	施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者	(略)				<p>第7章 <u>要配慮者等</u>の避難対策</p> <p>1. <u>社会福祉施設等</u>の避難対策</p> <p>避難対象地域内の<u>社会福祉施設等</u>の<u>施設利用者</u>支援は、次により行う。</p> <p>(1) 施設<u>利用者</u></p> <p>市、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある<u>社会福祉施設等の施設利用者</u>の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努める。</p> <p>また、<u>社会福祉施設等の施設利用者</u>の中には避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにつながることから、市は多様な情報伝達的手段を確保する。</p> <p><u>社会福祉施設等</u>の避難計画は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>緊急避難場所等</th> <th>避難方法</th> <th>誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記施設は、津波浸水<u>想定区域内</u>にある入所型の施設を記載している。</p> <p>※上記避難場所のなかには階段を使用しなければならない場所もあるため、重症者の避難先については、上記に限らず車両を使用し、津波浸水<u>想定区域外</u>へ避難することを推奨する。</p>	施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者	(略)				<p>所要の修正 (誤記の訂正)</p>
施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者																		
(略)																					
施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者																		
(略)																					

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由
15	21	第7章 要配慮者等の 避難対策	<p>(2)在宅者 (略)</p> <p>①安否の確認 在宅の高齢者、<u>外国人</u>、障がい者等の<b>災害時要支援者</b>の安否や所在の確認について、地域住民や町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア等の協力のもと速やかに行うよう努める。</p> <p>②避難誘導・救助 <b>災害時要支援者</b>の避難誘導や救助に<b>当たっては</b>、津波到達津波到達時間内の災害対応を厳守しながら、町内会、自主防災組織等の協力を得て安全かつ迅速避難できるよう努める。</p>	<p>(2)在宅者 (略)</p> <p>①安否の確認 在宅の高齢者、障がい者等の<b>避難行動要支援者</b>の安否や所在の確認について、地域住民や町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア等の協力のもと速やかに行うよう努める。</p> <p>②避難誘導・救助 <b>避難行動要支援者</b>の避難誘導や救助に<b>あたっては</b>、津波到達津波到達時間内の災害対応を厳守しながら、町内会、自主防災組織等の協力を得て安全かつ迅速避難できるよう努める。</p>	<p>所要の修正 (誤記の訂正)</p>
16	21	第7章 要配慮者等の 避難対策	<p>2. 観光客等の避難対策 観光客・<u>旅行者</u>等の避難誘導については、津波時避難場所や避難方向を示す誘導看板及び当該避難場所を周知する表示・案内看板を設置<b>したり</b>、ハザードマップ及び<b>緊急避難場所</b>を市ホームページに<b>記載</b>し、周知を図る。</p>	<p>2. 観光客・<u>港湾従事者</u>等の避難対策 <b>(1)観光客・レジャー客等</b> 観光客・<u>レジャー客</u>等の避難誘導については、津波時避難場所や避難方向を示す誘導看板及び当該避難場所を周知する表示・案内看板を設置<b>するほか</b>、ハザードマップ及び<b>指定緊急避難場所</b>を市ホームページ等に<b>掲載</b>し、<b>避難場所や浸水想定区域</b>の周知を図る。</p>	<p>所要の修正</p>

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由																																																						
17		第7章 要配慮者等の 避難対策	<p><u>また各施設・海岸</u>の避難計画は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・海岸</th> <th>緊急避難場所等</th> <th>誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スーパーセンター アマノ</td> <td>船越近隣公園</td> <td>アマノ店員</td> </tr> <tr> <td>マックスバリュ男鹿 店</td> <td>脇本近隣公園</td> <td>マックスバリュ 店員</td> </tr> <tr> <td>JR 男鹿駅</td> <td><u>泉台街区公園</u></td> <td>JR 男鹿駅 員</td> </tr> <tr> <td><u>JR 羽立駅</u></td> <td><u>老人ホーム寿恵園前</u></td> <td><u>秋田観光バス</u> <u>係職員</u></td> </tr> <tr> <td><u>鶯の崎海岸</u></td> <td><u>鶯の崎灯台</u></td> <td><u>消防団第2分</u> <u>団</u></td> </tr> <tr> <td>男鹿水族館 GAO</td> <td>戸賀湾展望公園</td> <td>GAO 職員</td> </tr> <tr> <td><u>五里合海水浴場</u></td> <td><u>海水浴場第2駐車場</u> <u>海水浴場第3駐車場</u></td> <td><u>海水浴場管理</u> <u>者</u></td> </tr> <tr> <td>宮沢海水浴場</td> <td>上山</td> <td><u>海水浴場管理</u> <u>者</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設・海岸	緊急避難場所等	誘導者	スーパーセンター アマノ	船越近隣公園	アマノ店員	マックスバリュ男鹿 店	脇本近隣公園	マックスバリュ 店員	JR 男鹿駅	<u>泉台街区公園</u>	JR 男鹿駅 員	<u>JR 羽立駅</u>	<u>老人ホーム寿恵園前</u>	<u>秋田観光バス</u> <u>係職員</u>	<u>鶯の崎海岸</u>	<u>鶯の崎灯台</u>	<u>消防団第2分</u> <u>団</u>	男鹿水族館 GAO	戸賀湾展望公園	GAO 職員	<u>五里合海水浴場</u>	<u>海水浴場第2駐車場</u> <u>海水浴場第3駐車場</u>	<u>海水浴場管理</u> <u>者</u>	宮沢海水浴場	上山	<u>海水浴場管理</u> <u>者</u>	<p><u>主な施設・海岸等における</u>避難計画は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・海岸</th> <th>緊急避難場所等</th> <th>誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スーパーセンター アマノ</td> <td>船越近隣公園</td> <td>アマノ店員</td> </tr> <tr> <td>マックスバリュ男鹿 店</td> <td>脇本近隣公園</td> <td>マックスバリュ 店員</td> </tr> <tr> <td>JR 男鹿駅</td> <td><u>嶺徳院境内</u></td> <td>JR 男鹿駅 員</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>男鹿水族館 GAO</td> <td>戸賀湾展望公園</td> <td>GAO 職員</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>宮沢海水浴場</td> <td>上山</td> <td><u>海水浴場組合</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設・海岸	緊急避難場所等	誘導者	スーパーセンター アマノ	船越近隣公園	アマノ店員	マックスバリュ男鹿 店	脇本近隣公園	マックスバリュ 店員	JR 男鹿駅	<u>嶺徳院境内</u>	JR 男鹿駅 員	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	男鹿水族館 GAO	戸賀湾展望公園	GAO 職員	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	宮沢海水浴場	上山	<u>海水浴場組合</u>	所要の修正
施設・海岸	緊急避難場所等	誘導者																																																									
スーパーセンター アマノ	船越近隣公園	アマノ店員																																																									
マックスバリュ男鹿 店	脇本近隣公園	マックスバリュ 店員																																																									
JR 男鹿駅	<u>泉台街区公園</u>	JR 男鹿駅 員																																																									
<u>JR 羽立駅</u>	<u>老人ホーム寿恵園前</u>	<u>秋田観光バス</u> <u>係職員</u>																																																									
<u>鶯の崎海岸</u>	<u>鶯の崎灯台</u>	<u>消防団第2分</u> <u>団</u>																																																									
男鹿水族館 GAO	戸賀湾展望公園	GAO 職員																																																									
<u>五里合海水浴場</u>	<u>海水浴場第2駐車場</u> <u>海水浴場第3駐車場</u>	<u>海水浴場管理</u> <u>者</u>																																																									
宮沢海水浴場	上山	<u>海水浴場管理</u> <u>者</u>																																																									
施設・海岸	緊急避難場所等	誘導者																																																									
スーパーセンター アマノ	船越近隣公園	アマノ店員																																																									
マックスバリュ男鹿 店	脇本近隣公園	マックスバリュ 店員																																																									
JR 男鹿駅	<u>嶺徳院境内</u>	JR 男鹿駅 員																																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																									
男鹿水族館 GAO	戸賀湾展望公園	GAO 職員																																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																									
宮沢海水浴場	上山	<u>海水浴場組合</u>																																																									

男鹿市津波避難計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	章	修正前	修正後	修正理由
18		第7章 要配慮者等の 避難対策	新設	<p>2. 観光客・<del>港湾従事者</del>等の避難対策</p> <p><u>(2) 港湾従事者等</u></p> <p><u>港湾においては、立地・利用企業の就労者、船舶関係者、港湾利用者等の様々な目的の多様な利用者が存在することから、県と連携し、津波による浸水から生命・財産を守るための津波避難タワー及び漂流物対策施設の整備等を推進するとともに、港湾従事者等を対象とした避難訓練を行い、円滑な避難経路の確認や避難場所の周知を図る。</u></p> <p><u>港湾区域における避難計画は、6ページから8ページに記載の津波時指定緊急避難場所一覧を参照のうえ、最寄りの避難場所を選択する。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>（津波避難タワー建設に伴い、港湾従事者等の避難対策を追記）</p>